

昭和43年8月
No. 69号
発行部数 2,200
毎月 15日発行



あに

編集・発行 秋田県阿仁町役場総務課
印 刷 所 秋田県阿仁町阿仁合印刷所

◇町の動態◇

人口 9,395
男4,458 女4,937
世帯 1,971
(昭和43年7月末現在)
(住民登録人口)

しのはら誘致工場操業はじまる

誘致工場第一号の「しのはら縫製工場」が、操業を始めました。

グググツーという電動ミシンの音、揃いのブルーのユニホームが、こうこうたる螢光灯のもとで、いきいきと躍動しています。

町経済の発展をうらなう誘致工場第一号は、こうして新しいスタートをしました。

八月五日現在、二十名たらずの工員も、十八日からは本格操業に入り三十五名の従業員となり、将来は六十名の規模となる見込みです。製品は衣類で、下着類、スカート、ズボンなどその他巾広く及んでいます。

こうして水無新町の一角に誕生した、新工場の前途を共に祝い、その発展を祈念致します。



ニジマスを放流

稚魚 一万匹

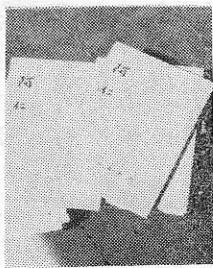
せゝらぎの音に、川面に糸をあやつる大公望の姿。

それは、涼氣をよぶ真夏の風物詩でもある。

こうした、昔ながらの風情の少ない昨今ですが、阿仁川魚協では、八月五日、ニジマスの稚魚一万匹を、萱草橋、幸屋橋から放流します。

郷土誌をおわけいたします
記念文庫づくりに

の遺志を生かすために、この委員会では、この善意と、亡き先生の遺稿集です。郷里の皆さんあにげて下さい」と、郷土史「あに」が届けられてしましました。



(お) (し) (ら) (せ)

◆ 9月30日まで

旧軍人、軍属の加算恩給請求をお忘れなく

昭和36年10月1日から、恩給法の改正により、戦地加算等が認められた旧軍人、軍属（任官者）の普通恩給の請求が、また本人が死亡している場合は、その遺族から、普通扶助料の請求手続きがなされていましたが、普通扶助料（本人死亡のため遺族に給する恩給）の請求期限は昭和43年9月30日までとなっています。また普通恩給の請求期限は、昭和44年9月30日までですが、特に前記普通扶助料については、本年9月30日で時効となりますので、該当すると思われる方は、忘れずに役場民生課へ、履歴申立書提出の手続きをして下さい。

用紙は民生課にあります。その他、不明の点は役場民生課におたずね下さい。

■ 脳卒中（高血圧）の集団検診

循環器系（血圧、脳卒中）の、集団検診を行ないます。この機会に受診されますよう。

期日は9月3日（火）

阿仁町公民館で

受診料は400円（800円のうち半額町負担）

申し込みは役場民生課へ、8月21日まで

■ 個人事業税は8月31日まで

8月は「個人事業税」の納期です。県では、皆さんから納めていただく税金で、豊かな住みよい郷土作りに努めています。

財務事務所から納税通知書が届きましたら、8月31日の期限前に納付して下さい。県税は郵便局、秋田銀行などで取扱っています。

納期を失すると、いろいろ手続がめんどうになり、お互いに迷惑しますので、期限を忘れないよう、注意してください。

■ 自動車の廃車、譲渡は届け出を

自動車を廃車、又は譲渡するときはかならず、陸運事務局の所定の手続をしてください。

この手続がないときは、そのまま毎年自動車税が課税されますから、異動があつた場合忘れずに、かならず手続をしてください。

すこやかに育つことを願い

北秋田郡社会福祉大会

下新町）、渕井（荒瀬）、牧浦康祐（下新町）善導寺……以上の方は、保育園に対し、多年にわたつて功勞のあつた方です。

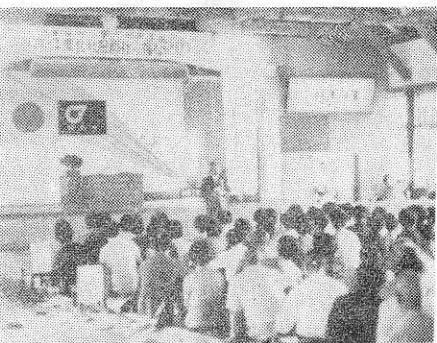
児童福祉法20周年記念

児童福祉法が施行されてから、ことしで二十周年になります。

子供のすこやかな成長を願つて、北秋田郡社会福祉研修大会が、八月三日阿仁合小学校で行なわれました。当時は、小畠知事をはじめ、郡内各町村の関係者二百余者が参加し、「講演」や「分科会」などで、児童の福祉

・永年勤続者一十年以上
栗谷祖健、後藤アイン
老人ホーム）今井乙麿、
今井シヅ（母子寮）宮原ふみ、松田真、珠井妙安
松浦ふみ（保育園）

蒲イネ（水無）安東完（



国民健康保険税の賦課についてお答え

問：国民健康保険税（以下保険税という）が、なぜ第一期、第二期が暫定賦課になるのか。

昨年の所得が、一昨年の所得の半分以下であるのに第一期、第二期の課税が、昨年の保険税と変わらないのはどうしてでしょうか？

答：保険税の課税の基礎となるものに、所得割、資産割、被保険者均等割

世帯別平等割があります。保険税を賦課する際に、前記の、所得割の算定基礎となる町民税の総所得額が確定しないため、全額が確定しないため、

本年度の保険税額を確定することが出来ない、と

いうのが実情です。従つて、前年度の保険税額を納期の数で除して得た額を、今年度の第一期

第二期分として、概算賦課をしています。

以上のような関係で、第一期、第二期分については、昨年の所得とはかわりなく課税されるといふことになります。この際

に第一期、第二期分の合計額が納入済になつて、その額が年税額より

六期まで安分されて課税される、残額が第三期以降

なりますと、年税額より暫定賦課された第一期、第二期分の税額が差引きされ、残額が第三期以降

度の年税額が個々に決定になります。この本賦課により、本年6月末に確定されるので、七月には保険税の本賦課の事務が進められ、八月において課税される運びとなります。

